

ふるさとの川や海を美しく

浄化槽は法定検査を受ける必要があります

浄化槽は、私達の生活から排出される汚水を微生物の力で浄化し、きれいな生活環境にするものです。

しかし、浄化槽の管理を適正に行わないと、その機能が十分に発揮されず、川や海を汚してしまうことになります。

◎法定検査とは

浄化槽の所有者等である管理者は浄化槽法（以下「法」という。）により、「浄化槽が正しく設置されているか、適正な維持管理が行われているかの検査（水質に関する検査）」を長崎県知事が指定する検査機関で受けなければならないこととなっています。この検査を「法定検査」といい、業者との維持管理契約に基づく定期的な保守点検や清掃とは別に受ける必要があります。

法定検査には、次の2つの検査があります。

- ① 新たに設置された浄化槽、又はその構造もしくは規模の変更をされた浄化槽について、**使用開始から一定期間経過後**に、主に設置状況や設備の稼働状況並びに水質の状況等を見る検査（法第7条第1項の検査）
- ② 維持管理の状況及び水質の状況等を見る**毎年1回**の定期検査（法第11条第1項の検査）

◎検査対象浄化槽

県内の全浄化槽（公的機関が管理する浄化槽も含まれます。）

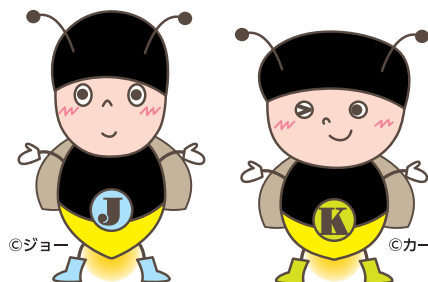
◎検査機関

浄化槽の検査ができるのは長崎県知事が指定した検査機関であり、現在、本県においては一般財団法人長崎県浄化槽協会が唯一の指定検査機関となっています。

検査員は必ず身分証明書を持参しています。

◎検査項目

- ① 外 観 検 査
- ② 水 質 検 査
- ③ 書 類 検 査



（きれいな水を好むホタルです）

◎検査手数料

法定検査の手数料は県知事より承認されたもので、その料金は次のとおりです。

1. 浄化槽法第7条検査

(設置後の検査)

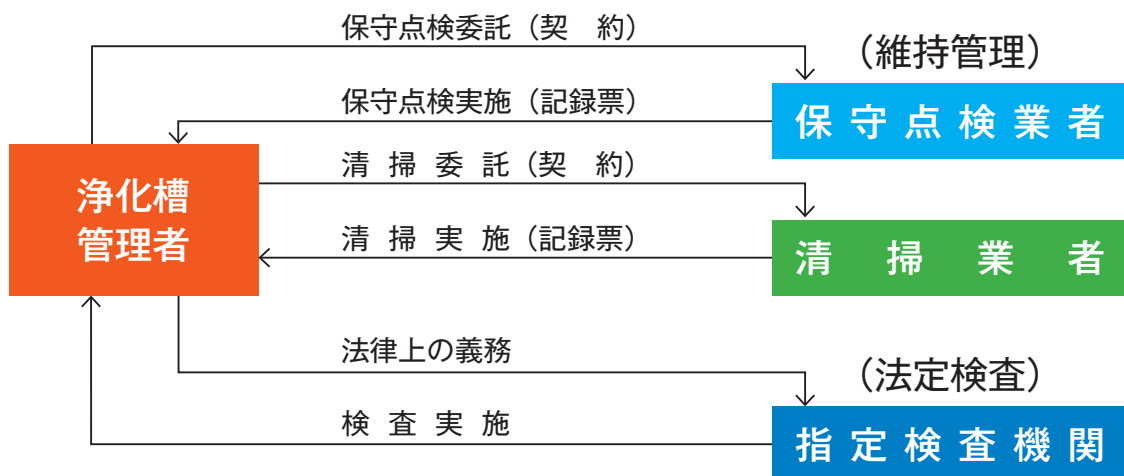
人 槽	合併処理
5人～ 10人	10,000円
11人～ 20人	11,400円
21人～ 50人	12,400円
51人～ 100人	13,400円
101人～ 300人	16,400円
301人～ 500人	20,400円
501人～ 1,000人	24,400円
1,001人～ 3,000人	29,400円
3,001人～ 5,000人	34,400円
5,001人～	39,400円

2. 浄化槽法第11条検査

(7条検査後の年1回の定期検査)

人 槽	合併処理	単独処理
5人～ 10人	5,000円	5,000円
11人～ 20人	6,000円	5,000円
21人～ 50人	7,000円	6,000円
51人～ 100人	8,000円	7,000円
101人～ 300人	12,000円	9,000円
301人～ 500人	16,000円	11,000円
501人～ 1,000人	20,000円	13,000円
1,001人～ 3,000人	25,000円	16,000円
3,001人～ 5,000人	30,000円	
5,001人～	35,000円	

◎浄化槽維持管理の体系

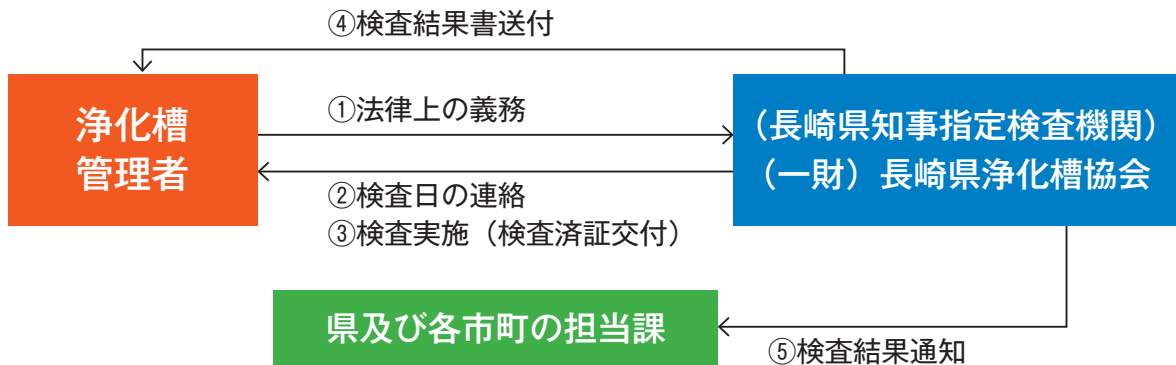


注)「浄化槽管理者」とは、浄化槽の所有者、占有者、その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者です。(法第7条第1項)

◎浄化槽の維持管理について

事項	実施時期	内容	連絡先
保守点検	処理方式・必要に応じて実施	適正な機能を維持するために行う点検・調整・消毒剤補給等の作業 ※点検記録票は3年間保存して下さい	保守点検業者 (浄化槽管理士)
清掃	原則として年1回又は方式によって6か月に1回以上 (機能の状態により変更する)	スカム・汚泥等の引出し及び内部設備の確認・洗浄作業 ※清掃記録票は3年間保存して下さい	清掃業者
法定検査	①法第7条第1項の検査 使用開始3か月後から5か月間の期間内 ②法第11条第1項の検査 年1回(定期検査)	①設置状況や設備の稼働状況並びに水質の状況の検査 ②維持管理の状況や水質の状況 ※検査結果は3年間保存して下さい	(一財)長崎県浄化槽協会
各種の届出	そのつど届出	設置者・管理者の変更・廃止等の届出 (例:公共下水道接続のときなど)	<ul style="list-style-type: none"> 長崎市:市の環境政策課 佐世保市:市の環境保全課 上記以外:県の保健所

◎法定検査業務の流れ



家族のみんなが知っていてほしいこと!

——浄化槽が機能を十分発揮するためには——



●台所で

- 使った油は、流しに流さず、ゴミと一緒に出す
- なべや皿のひどい汚れは紙でふいてから洗う
- 三角コーナーなどには細かいネットをかぶせる



●洗濯で

- 洗剤、漂白剤は適量を使用する



●トイレで

- 紙おむつ、衛生用品、たばこの吸殻を流さない
- トイレトーパーを使う
- 掃除のときは市販のトイレ洗浄剤を適量使用する



浄化槽Q&A



Q1 浄化槽法とは、どんな法律ですか？

浄化槽法とは、浄化槽によってトイレの排水とともに台所や風呂などの生活雑排水を適正に処理することにより、水環境や生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的に作られた法律です。

浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造並びに浄化槽管理者の義務等について定めています。

Q2 なぜ法定検査を受けなければいけないのですか？

法定検査は「外観検査」「水質検査」「書類検査」により、浄化槽が正常に働いているかを第三者的な視線で総合的に判断するもので、自動車と言えば「車検」のようなものです。

また、法定検査の結果については、指定検査機関から浄化槽管理者へ通知されるとともに行政機関へも報告されています。

Q3 法定検査を受けない場合に、罰則はありますか？

浄化槽法により、都道府県知事は法定検査を受けない浄化槽管理者に対し、法定検査を受けるよう①指導・助言、②勧告及び③措置命令ができるとされています。その上で、「措置命令に違反した者は30万円以下の過料に処する」と規定されています。(法第66条の2)

◎浄化槽に関する全般的なお問い合わせは下記のところへ

【長崎県】

- 西彼保健所 ☎095-856-0691
- 五島保健所 ☎0959-72-3125
- 県央保健所 ☎0957-26-3304
- 上五島保健所 ☎0959-42-1121
- 県南保健所 ☎0957-62-3287
- 壱岐保健所 ☎0920-47-0260
- 県北保健所 ☎0950-57-3933
- 対馬保健所 ☎0920-52-0166

【長崎市】

- 環境政策課 ☎095-822-8888

【佐世保市】

- 環境保全課 ☎0956-24-1111

◎浄化槽の法定検査に関するお問い合わせは下記のところへ

(長崎県知事指定検査機関)

一般財団法人 長崎県浄化槽協会

【長崎本所】(支所所管以外)

〒856-0844 大村市溝陸町863-10 ☎0957-47-7757 FAX 0957-47-7758

【佐世保支所】(県北及び対馬所管)

〒857-1165 佐世保市大和町890-1 ☎0956-20-0400 FAX 0956-20-0401



協会ホームページへ